

白岡市教育支援センター条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

白岡市教育支援センターの移転に伴い同センターの設置位置を改めるため、また同センターにおける不登校児童生徒への支援に関して、児童生徒個々の状況に応じた効果的な教育支援の充実を図るため、本条例を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係（設置）

「白岡1172番地」を「篠津502番地3」に改める。

(2) 第2条関係（業務）

「自立及び学校生活への復帰」を「社会的自立」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和4年8月29日から施行する。